

令和5年度SHIFT補助金が公募開始

※予算の上限に達し次第、終了

公募期間:令和5年8月1日(火)~11月2日(木)12時必着

工場・事務所・病院・店舗等の省エネ設備導入に活用できます!

環境省 補助事業名:令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

略称:「SHIFT事業」のうち省CO2型設備更新支援(A.標準事業) 二次公募

執行団体:一般社団法人温室効果ガス審査協会(略称「GAJ」)

対象業種:民間企業、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合等、一般/公益社団法人、一般/公益財団法人等 ※国、地方公共団体、個人は申請不可

補助率:1/3以内(1事業者あたり上限1億円)

対象経費:設備費・工事費(撤去処分費等除く)

※二次公募では、応募があったものから審査が行われ、選定された事業が順次採択される予定です。
(費用対効果のボーダーラインが設けられることがあります)

■ 補助事業要件

下記の事業要件のどちらか又は両方で申請が可能です。

工場・事業場単位

工場・事業場全体で
CO2排出量15%以上削減

主要なシステム系統

補助対象設備を導入する主要な
システム系統における導入前後の
設備対比で
CO2排出量30%以上削減

■ 主たる申請条件

2020~2022年度のエネルギーデータ(電気明細等)でCO2基準年度排出量を算定できること

CO2基準年度排出量50t-CO2以上の工場又は事業場であること

脱炭素化促進計画に基づく高効率設備導入事業や燃料転換を行う事業であること

自主的対策によるCO2削減を少なくとも一つ計画すること※自主的対策によるCO2削減は1t-CO2以上(上限あり)

事業全体の投資回収年が3年以上であること

原則、対象施設の敷地内にある全ての建物所有者が法人格を有していること

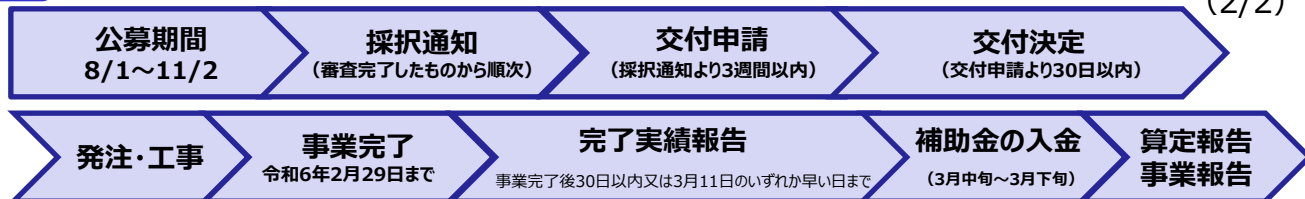
システム系統で申請する場合、導入設備のエネルギー消費量の計測が必要

照明(LED等)及び家庭用設備・機器(ルームエアコン等)は補助対象外

直近2期の決算において連続の債務超過でないこと

補助事業の実施期間は交付決定日から令和6年2月29日まで

1 スケジュールについて



※算定報告、事業報告は最大3年間必要です。

2 注意事項

■ CO2排出量の検証について

CO2排出量の検証を第三者検証機関に依頼・実施（計2回）が必須です。（別途、検証費用が発生します。）

■ CO2排出目標量について

申請するCO2排出削減目標量が未達の場合、CO2排出枠を購入する必要があります。

■ 過去、補助事業に採択された事業場等について

令和4年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業：SHIFT事業のうち設備更新補助事業）又は令和3年度（第1次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金：グリーンリカバリー事業）により機器を導入した工場・事業場は申請不可です。

■ 併願について

同一の工場・事業場において、令和4年度（第2次補正予算）・令和5年度SHIFT事業「省CO2型設備更新支援（C.中小企業事業）一次公募・二次公募」への併願はできません。

3 想定される審査項目

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2排出削減量が大いこと
	申請する補助対象事業のCO2排出削減率が高いこと
	申請する補助対象事業の費用対効果が高いこと
	申請する補助対象事業によってエネルギー使用量に対するCO2排出量が小さくなること
その他の審査項目	申請者(実施事業者)が環境指標に批准していること
	申請者(実施事業者)が電力低炭素化取組の実績を有すること
	申請者(実施事業者)が脱炭素化促進計画等の低炭素化計画の策定にあたり
	申請する工場・事業場において第三者機関の支援を受けた実績があること
	申請者(実施事業者)が中小企業等であること
	補助事業実施場所が脱炭素先行地域に含まれること

※令和3年度、令和4年度、令和5年度のSHIFT計画策定支援事業により脱炭素化促進計画策定支援事業で脱炭素化促進計画の策定支援を受けた工場・事業場、B.大規模電化・燃料転換事業、A.標準事業の順に採択事業が選定されます。

4 応募申請時の主な提出書類について

①応募申請書 ②整備計画書 ③経費内訳 ④算定報告書／実施計画書 ⑤事業工程表 ⑥代表事業者の業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為 ⑦代表事業者および共同事業者の直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

⑧敷地境界が確認できる公的な資料

工場の場合：工場立地法届出、消防法届出等。事業場の場合：建築基準法届出、消防法届出等

⑨敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる公的な資料（建物の不動産登記事項証明書）

⑩導入する設備・技術に関する説明資料 ⑪固定価格買い取り制度の設備認定に関する誓約書 ⑫消費税免税事業者に関する資料 ⑬批准している環境指標の資料 ⑭電力低炭素化取組実績資料 ⑮脱炭素化促進計画の策定に関する第三者機関の支援実績資料 ⑯中小企業等を証する書類 ⑰脱炭素先行地域に関する資料

※詳しくは執行団体ホームページ掲載の「二次公募要領」をご確認下さい。

5 問合せ先窓口及び提出先

■ 公募全般に対する問い合わせ期間

令和5年8月1日（火）から 9月29日（金）

■ 問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ） 事業運営センター 事業部

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1 住友不動産一ツ橋ビル 7階

Email : shift@gaj.or.jp

URL : <https://shift.env.go.jp/offering/2023sec>

■ 提出方法について

従来の紙媒体による申請とjGrantsによる電子申請のいずれかの方法で提出可能。

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください